

令和5年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

お茶の水女子大学

令和6年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和5年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和5年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和4年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和4年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和4年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の4大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（4大学）

埼玉大学、お茶の水女子大学、広島大学、琉球大学

- (3) 機構は、令和5年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和5年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和5年		書面調査の実施 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
7月		
8月		
10月～12月		
令和6年		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月		

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和6年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

- (6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和6年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和5年度に認証評価を実施した4大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和5年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和6年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	全国高等学校長協会顧問
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
清水一彦	聖徳大学学長特別補佐・教授
鈴木志津枝	神戸常盤大学副学長・教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部相談役
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	ジャーナリスト、東京財団政策研究所研究主幹、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山内進	一橋大学名誉教授
◎山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長
山口宏樹	大学入試センター理事長
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
岩 附 信 行	東京工業大学教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 信 行	中央大学教授
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
高 橋 裕 子	津田塾大学長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
山 岡 洋	桜美林大学教授
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授
横 田 光 広	宮崎大学教授

※ ◎は部会長

(3) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
鳶 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

お茶の水女子大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、すべての学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

II 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 3 学部及び 1 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・文教育学部（4 学科：人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科、芸術・表現行動学科）
- ・理学部（5 学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、情報科学科）
- ・生活科学部（4 学科：食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科、心理学科）

[大学院課程]

- ・人間文化創成科学研究科（博士前期・後期課程各 6 専攻：比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ジェンダー社会科学専攻・ジェンダー学際研究専攻、ライフサイエンス専攻、理学専攻、生活工学共同専攻）

平成 30 年度に、心理学に関する基礎から実践までの多面的な知識と理解を有し、科学的エビデンス、論理的分析力に基づく臨床・応用実践、社会的課題にセンシティブな実証的探求の視点や実践的能力を獲得できる学生を育成するために、文教育学部「人間社会科学科心理学コース」と生活科学部「人間生活学科発達臨床心理学講座」を統合し、生活科学部「心理学科」を設置している。

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、基幹研究院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、代議員会、専攻会議を置いている。各学部の教授会は、当該学部の教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。研究科の代議員会は、研究科長、博士前期課程及び博士後期課程の各専攻長、博士前期課程及び博士後期課程の比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ライフサイエンス専攻、理学専攻のうちから選出された教授各 1 人から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

研究科の専攻会議は、当該専攻を担当する教授、准教授、講師及び助教から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会、代議員会、専攻会議は、令和 4 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、副学長、副理事、各学部長、大学院人間文化創成科学研究科長、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系各系長、副学長（事務総括）、その他学長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 4 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

全学教育システム改革推進本部本部会議は、本部長、副本部長、本部員から構成され、21 世紀型文理融合リベラルアーツの推進に関する事項、学部及び大学院における教育システム改革の推進に関する事項、教育課程その他教務に関し全学的に検討を要する事項、各センターの管理運営に関する事項、その他学長が必要と認めた事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事・副学長（総務・理系女性育成・創立 150 周年事業・同窓会担当）、理事・副学長（教育改革・入試改革・工学系学部設置担当）、理事・副学長（研究・国際交流・男女共同参画担当）、理事・副学長（評価・学校教育開発支援担当）、副学長（広報・学術情報担当）、副学長（産学連携・イノベーション担当）、副学長（事務総括）を自己点検・評価の責任者、各担当理事、副学長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は学長戦略機構会議及び総合評価室会議であり、その役割分担は、学長戦略機構規則及び全学評価要項に明確に定めている。内部質保証に関する中核的な審議機関として学長戦略機構会議及び総合評価室会議を置いている。学長戦略機構会議は、学長、学長が指名する理事、副学長、副学長（事務総括）によって構成している。

総合評価室会議は理事・副学長（陪席）、総合評価室長、総合評価副室長、室員として文教育学部教員 1 人、理学部教員 2 人、生活科学部教員 1 人、企画戦略課（評価担当）職員 2 人、事務として企画戦略課（評価担当）職員 2 人によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

文教育学部、理学部、生活科学部においては、各学部長を責任者としてその質保証を行っている。人間文化創成科学研究科においては、研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、総務を担当する副学長を責任者として施設課が、情報設備については、情報を担当する副学長を責任者として情報基盤センターが、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する基本方針及び施設設備に関する自己点検・評価実施要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、教育を担当する副学長を責任者として学生支援室及び学生委員会が、学生の就職支援については、教育を担当する副学長を責任者として学生・キャリア支援センターが、留学生の支援については、国際交流を担当する副学長を責任者として国際教育センターが、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する基本方針及び学生支援に関する自己点検・評価実施要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、入試を担当する副学長を責任者として入試推進室が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、教育を担当する副学長を責任者として入学試験実施委員

会が、質保証を行っている。

学部入試の実施については、入試推進室長を責任者として入学試験実施委員会におかれた学部入試実施部会が、質保証を行っている。

大学院人間文化創成科学研究科博士前期及び博士後期課程入試の実施については、大学院人間文化創成科学研究科長を責任者として、入学試験実施委員会におかれた人間文化創成科学研究科博士前期課程入試実施部会並びに人間文化創成科学研究科博士後期課程入試実施部会が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する基本方針及び入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、全学評価要項、部局別評価要項、評価の観点実施基準に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを全学評価要項、部局別評価要項、評価の観点実施基準、教職課程の自己点検・評価の実施方針に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、施設設備に関する自己点検・評価実施要項、学生支援に関する自己点検・評価実施要項、入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する基本方針を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、全学評価要項、部局別評価要項、評価の観点実施基準、施設設備に関する自己点検・評価実施要項、学生支援に関する自己点検・評価実施要項、入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点

検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、役員会において審議、決定している。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考規則、教員選考基準、就業規則、教員の任期の定めのある教員から任期の定めのない教員への移行に関する取扱い等を定め、業績審査、面接により評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

個人活動評価要項、個人活動評価におけるピアレビュー実施要項等を策定し、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員個人活動評価結果を用いた給与査定に関する実施基準に基づき、給与、昇給号俸数に反映するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、全学FD研修会、学部主催FD研修会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、業務改善研修、全学FD/SD会、図書館等職員著作権実務講習会、TAオリエンテーション等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事、学長が指名する職員4人、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者10人により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護は企画戦略課、公益通報者保護は監査室、ハラスメント防止は人事労務課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験は研究・産学連携課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は企画戦略課、情報セキュリティは図書・情報課、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止は研究・産学連携課、学生危機対応は人事労務課、国際課及び企画戦略課が責任部署となっている。

研究の実施に関する方針として、大学憲章「研究文化」等を定め、具体的には、メンター制度、科研費研究計画調書閲覧制度、研究補助者支援制度等の研究支援・推進制度を整備している。

特に、多様なライフスタイルを尊重した男女共同参画社会の実現に寄与するため、グローバルリーダーシップ研究所を中心として女性研究者、若手研究者等の支援に取り組んでおり、制度の周知

及び利用促進のため、「ワークライフマネジメントに向けた研究者支援」として取りまとめ、発信している。

令和4年度は「研究補助者支援制度」（子育て中の女性研究者に対する支援）では2人を支援し、支援を受けたうち1人が昇任している。「研究者一時支援制度」（ライフスタイルに応じた一時支援制度）では延べ14人を支援、支援を受けた教員の円滑な研究実施や昇任等の成果があった。「みがかずば研究員制度」（女性研究者の研究継続支援制度）では延べ21人を採択し、支援を受けた研究者の研究職への就職や任期の定めのないポストへの就職を支援している。

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

組織運営規則、事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式3-3-1のとおり、常勤105人、非常勤63人を配置している。

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3-4-1のとおり、教員及び事務職員等が防災委員会、障害学生支援委員会、入試推進室、ハラスメント等人権委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3-4-2のとおり、ハラスメント研修（184人参加）、コンプライアンスに関する研修（424人参加）、税務関係研修（32人参加）等を実施している。

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人（非常勤2人）を置いている。監事は、監事監査要項に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査要項に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、内部監査計画書を作成し、監査終了後

は、内部監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長、理事・副学長とディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

文京区大塚に1キャンパスを有し、その校地面積は計 80,855 m²、校舎面積は計 59,073 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、遠隔地での講義を実施する際には遠隔講義システムを活用するなど、学習者の状況に柔軟に配慮した講義・指導を行っている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、エレベーター設置、自動ドア設置、多目的・オストメイト用トイレ設置、身体障害者専用駐車場設置、スロープ設置、白杖利用者向けのこたばの地図（点字ブロック）等、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラ設置、外灯設置、守衛所設置、入退館システムの導入、教職員専用ストラップの着用・入構時身分証明書の提示、枯木伐採、樹木剪定、ブロック塀の安全点検、セキュリティポール整備等、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、キャンパス内に設置しており、延面積 5,325 m²、閲覧座席数は 617 席である。原則として 8 時 45 分から 21 時まで開館している。令和 5 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 663,647 冊、学術雑誌 9,235 種、電子ジャーナル 11,038 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、P C スクエア、アカデミックラーニングスペース及び共同学生研究室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、保健管理センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、お茶の水女子大学人権憲章等に基づき、ハラスメント等人権侵害相談室が相談窓口となり、ハラスメント等人権委員会と連携し、ハラスメント等人権侵害の防止、問題が生じた場合の被害からの回復、学習・研究・就労の保障等の措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

50 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、課外

活動施設設備を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際教育センターを設置し、オリエンテーションの実施、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害学生支援相談窓口の設置、障害学生支援コーディネーターの配置、バリアフリーマップの作成・ウェブサイト掲載等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料・授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、学部又は大学院入試実施部会、入学試験実施委員会を置いている。学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するために、学部又は大学院入試実施部会を中心として入試等について報告及び検証等を実施しており、入試実施部会で議論された内容を必要に応じて教育研究評議会に諮っている。また、入試に関する重要な案件を審議する場合に、随時入学試験実施委員会を開催することとしている。具体的には、令和3年度に入試制度全体の変更を行い、令和7年度からの大学共通テストで受験を要する科目の変更を行った。さらに、教学IR・教育開発・学修支援センターに「アドミッション・オフィス」を設置し、講師を配置して、新フンボルト入試に関するアンケート調査等を実施する等の改善を行った。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和元年度から令和5年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・文教育学部：1.06倍
- ・理学部：1.06倍
- ・生活科学部：1.08倍

[博士前期課程]

- ・人間文化創成科学研究科：1.03倍

[博士後期課程]

・人間文化創成科学研究科：0.73倍

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、各学部・研究科において、教育上の必要性を鑑み 4 ターム制により授業が実施され、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っていることを定めている。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

日本と韓国の女子大学の様々な理工学系学科の教員と学生が一つのシンポジウムで発表する日韓 3 女子大学シンポジウムを令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間継続して実施している。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各専科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

学生の英語力向上への関心に向けた取組として、ジェンダード・イノベーションの提唱者であるロンダ・シービンガー教授（スタンフォード大学）に対して学生が英語でイノベーションにつながるアイデアについてプレゼンテーションを行い、講評を得るという企画のセミナーに、9 組（15 名）の応募者があり、学内選考の結果、3 件（計 6 名）を採択し、セミナーを実施している。

国際学生フォーラムの平和教育では日米の学生を集めて、太平洋戦争をめぐる両国間のセンシティブなトピック（例えば、真珠湾攻撃、原子爆弾投下等）を扱い、オープンにディスカッションを行っている。